役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、 平成26年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1 役員報酬額

役 職	常勤・非常勤の別	報酬額	備 考
理事長	常勤	13,859,880 円	
副理事長	常勤	13,038,480 円	使用人兼務役員
理事	常勤	11,610,388 円	使用人兼務役員
監事	非常勤	340,080 円	
監事	非常勤	248,960 円	

- ※副理事長、理事については、当法人職員給与規程に基づき、職員としての給料及 び諸手当を支給している。なお、役員としての報酬の支給は行っておりません。
- ※非常勤役員への賞与及び諸手当の支給は行っておりません。 (通勤に要する費用相当額は除く)

2 退職金額

※役員への退職金の支給は行っておりません。ただし、常勤職員として給料手当を 支給している使用人兼務役員が退職した場合は、当法人 職員退職手当規程に基づき 退職金の支給を行います。